

令和元年度（2019年度）
熊本市青少年問題協議会

日 時 令和2年1月30日（木）午前10時～

場 所 熊本市教育センター 4階 大研修室

令和元年度（2019年度）熊本市青少年問題協議会 次第

1 開 会

2 委員紹介

3 会長あいさつ 大西 一史 熊本市長

4 いじめ問題の現状〔熊本市いじめ防止等対策委員会報告〕（資料 P3 ～ P13）

5 協 議

◇テーマ

「不登校児童生徒への支援について」

◇事務局説明（資料 P14 ～ P21）

◇情報提供 フリースクール関係者による説明

- 九州ルーテル学院大学人文学部人文学科こども専攻

石村 華代 准教授（資料 P22 ～ P29）

- 不登校・引きこもり相談センター（NPO法人

フリースクール^{てらこや}地球子屋）代表

加藤 千尋 氏（資料 P30 ～ P34）

◇意見交換

6 閉 会

熊本市青少年問題協議会委員名簿

職名		氏 名	所属団体・役職名	選出区分	委員の任期
1	会長	大西 一史	熊本市長	市長	現職在任期間
2	委員	寺本 義勝	熊本市議会議員	市議会議員	R1. 6. 1 ～ 現職在任期間
3	委員	白河部 貞志	熊本市議会議員	〃	R1. 6. 1 ～ 現職在任期間
4	委員	泉 薫子	熊本市教育委員会委員	教育委員会 委員	R2. 1. 24 ～ 現職在任期間
5	委員	濱崎 幸夫	尚綱大学名誉教授	学識経験者	H30. 6. 1 ～ R2. 5. 31
6	委員	荒木 逸治	熊本市小学校長会会長 (向山小学校長)	〃	R1. 6. 1 ～ R2. 5. 31
7	委員	多賀 美文	熊本市中学校長会会長 (植木北中学校長)	〃	R1. 6. 1 ～ R2. 5. 31
8	委員	深水 裕二	熊本市高等学校生活指導連盟会長 (県立第一高等学校長)	〃	R1. 6. 1 ～ R2. 5. 31
9	委員	吉村 圭四郎	熊本市青少年健全育成連絡協議会 会長	〃	H30. 6. 1 ～ R2. 5. 31
10	委員	竹田津 キクエ	熊本市民生委員児童委員協議会 理事	〃	R2. 1. 24 ～ R2. 5. 31
11	委員	吉田 精華	熊本市保護司会連絡協議会会長	〃	H30. 6. 1 ～ R2. 5. 31
12	委員	嘉悦 奈津子	熊本市 PTA 協議会常任理事	〃	R1. 6. 1 ～ R2. 5. 31
13	委員	中川 克也	熊本労働局雇用環境・均等室 監理官	関係行政機関 職員	H30. 6. 1 ～ 現職在任期間
14	委員	二子石 和浩	熊本県警察本部生活安全部 少年課長	〃	R1. 8. 1 ～ 現職在任期間
15	委員	田端 高志	熊本市健康福祉局長	市職員	R1. 6. 1 ～ 現職在任期間
16	委員	遠藤 洋路	熊本市教育長	教育長	H29. 6. 1 ～ 現職在任期間

(敬称略)

令和元年度(2019年度)
熊本市青少年問題協議会資料

熊本市小中学校における いじめの現状

令和2年1月30日(木)
熊本市教育委員会事務局総合支援課

1

<熊本市のいじめ防止における現在の取組>

(1) 学校での取組について

- | | |
|------------------|----------------|
| ①豊かな人間性・社会性の育成 | ②児童生徒主体の活動 |
| ③日常の児童生徒の行動観察等 | ④「きずなアンケート」の実施 |
| ⑤「いじめ根絶強化月間」での取組 | ⑥「学校いじめ防止基本方針」 |

(2) 家庭での取組について

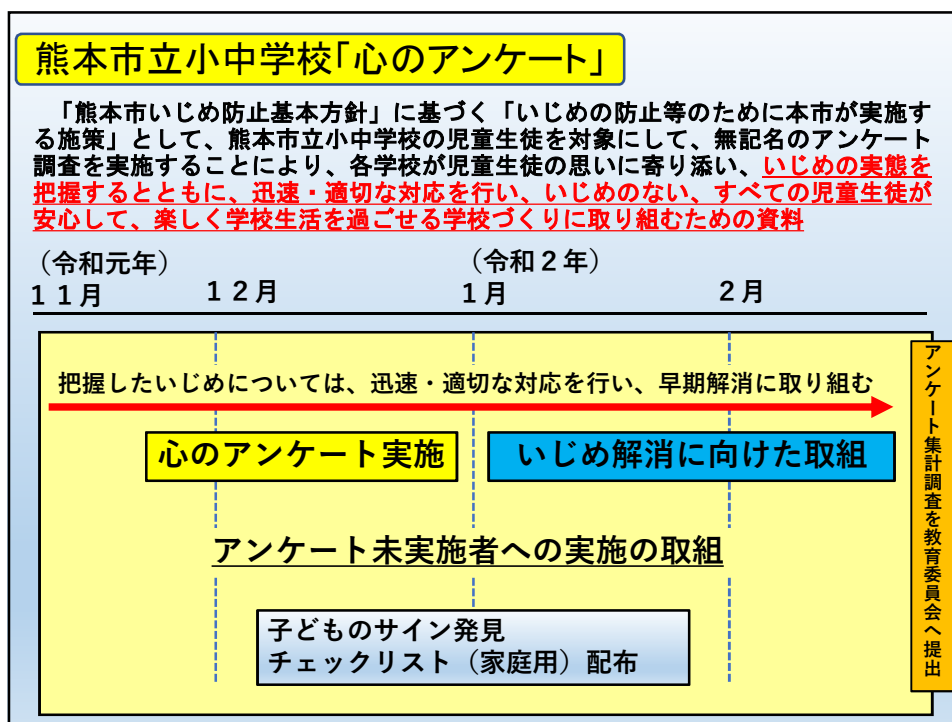
- | | |
|-----------------|--------------|
| ①「いじめのサイン発見シート」 | ②家庭で語り合う場の設定 |
|-----------------|--------------|

(3) 地域での取組について

- | | |
|----------------|-------------|
| ①地域で児童生徒を見守る取組 | ②様々な体験活動の実施 |
|----------------|-------------|

(4) 教育委員会としての取組について

- | |
|--|
| ①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心のサポート相談員の配置 |
| ②「心のアンケート」、「きずなアンケート」の実施 |
| ③「いじめ根絶強化月間」 |
| ④相談窓口一覧配布(電話、メール、SNSを活用したLINE相談等) |
| ⑤いじめ不登校対策ハンドブック |
| ⑥緊急対応相談員の派遣 |
| ⑦熊本市いじめ防止等対策委員会の設置、「熊本市青少年問題協議会」での情報の共有化 |



熊本市立小中学校「心のアンケート」質問項目について

【アンケート質問項目】
(質問項目：20項目)

☐ **子どもたちの学校での様子について**
(問1)

☐ **いじめ関係**
(問2～問11)

☐ **ネット関係**
(問12～)

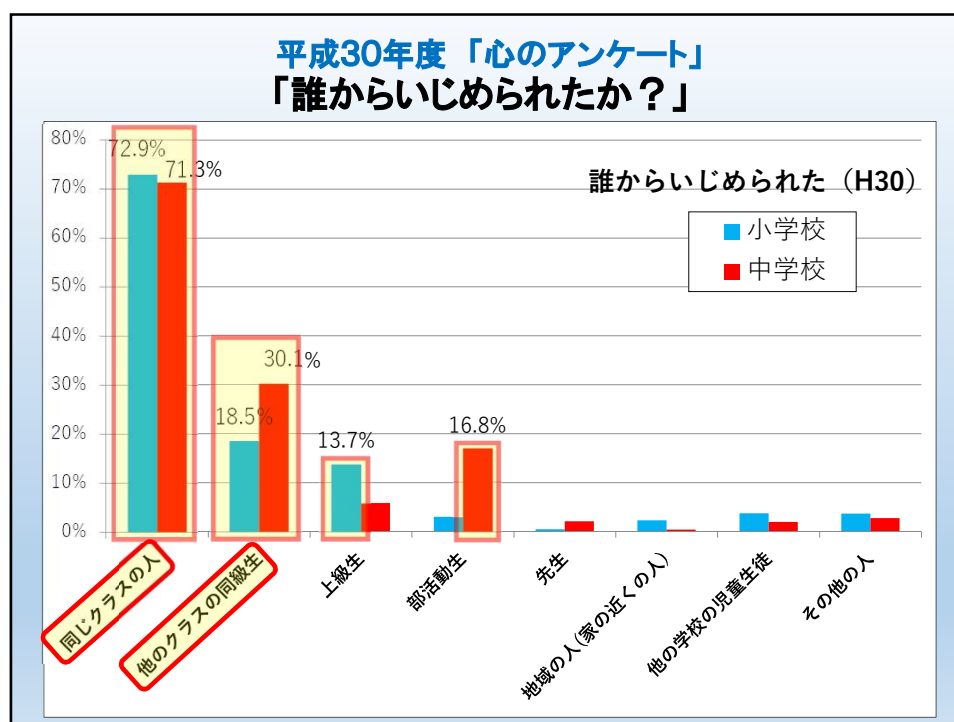
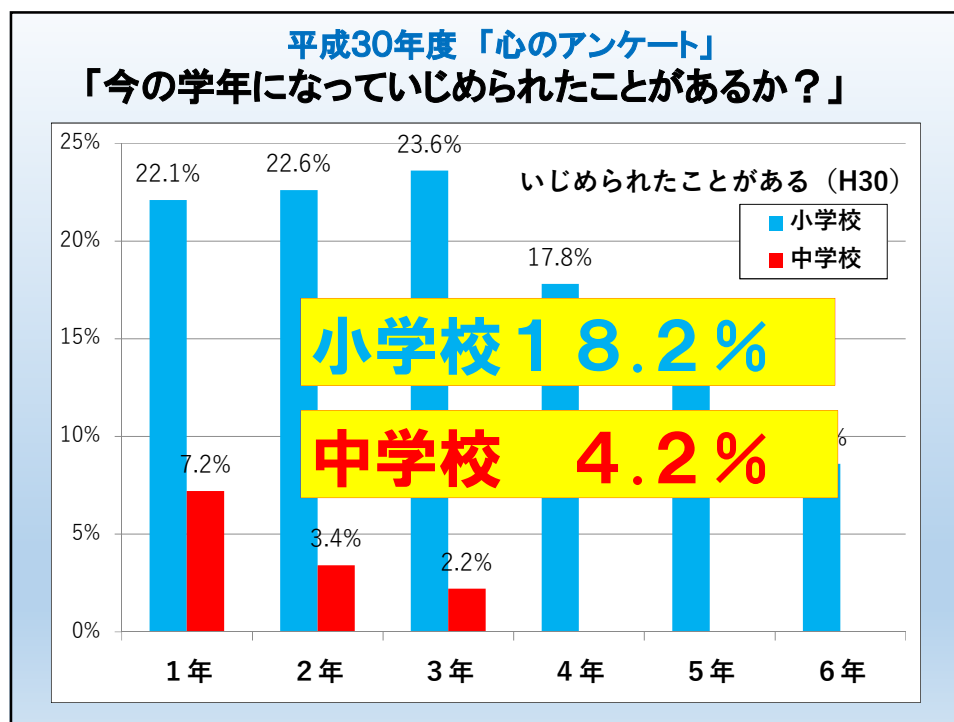
<問1>今の気持ちについて質問
(1) 学校が楽しいですか。
(2) みんなで何かを一緒にするのは楽しいですか。
(3) 授業がよくわかりますか。
(4) スポーツや音楽、趣味など、自信のあることや自慢できるものがありますか。

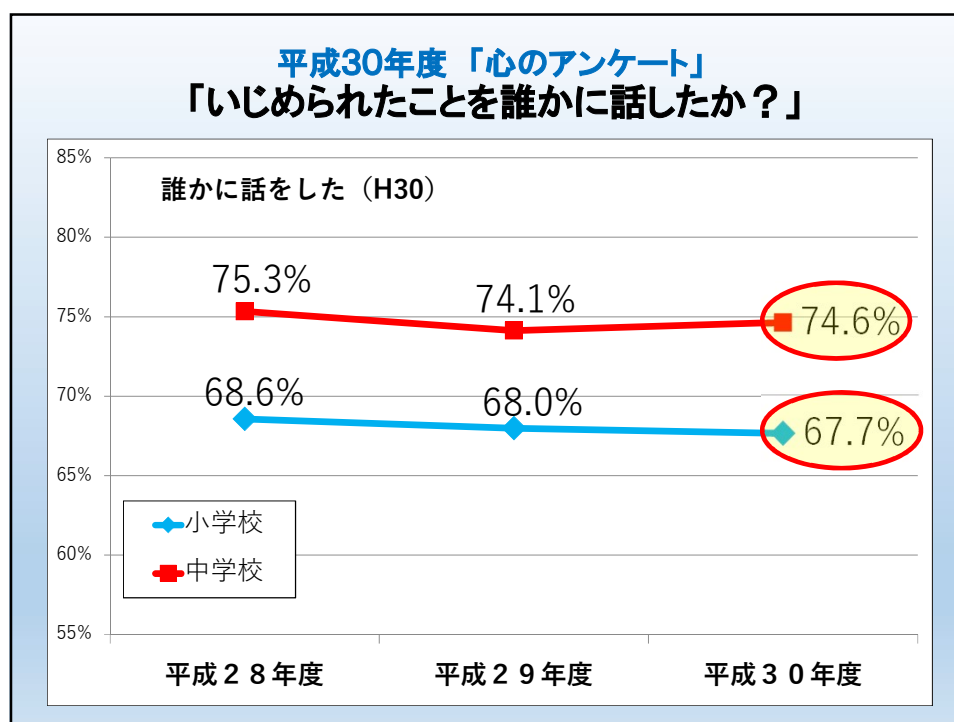
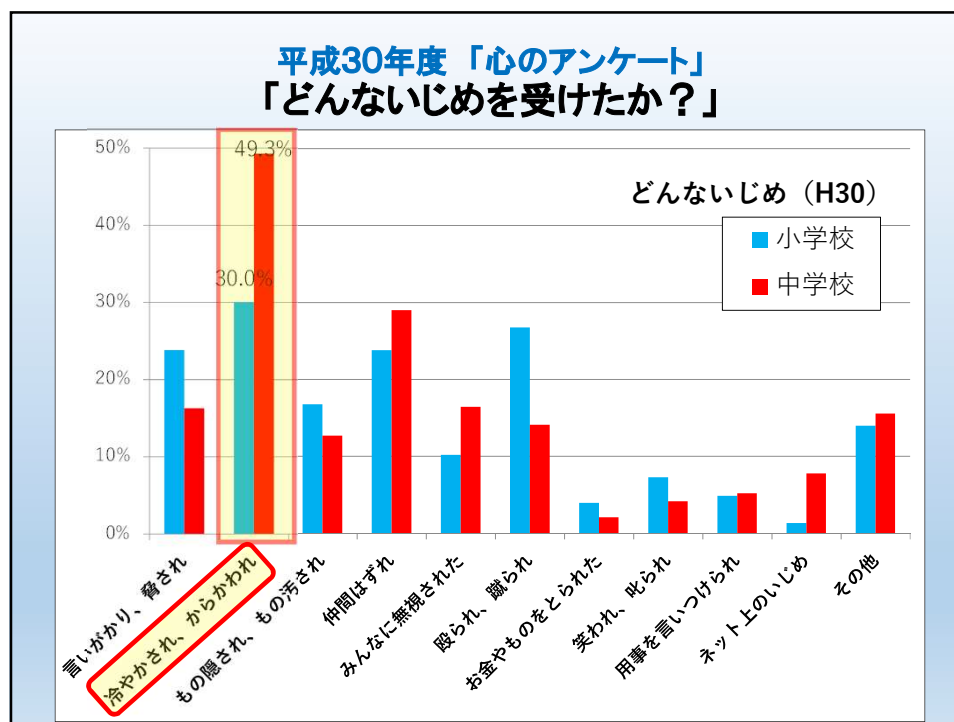
<問2>今の学年でいじめられたことがありますか。
<問3>誰からいじめられましたか。
<問4>どんないじめを受けましたか。
<問5>今もいじめは続いていますか。
<問6>いじめられたことを誰かに話をしましたか。
<問7>誰に話をしましたか。
<問8>なぜ話をしなかったのですか。
<問9>今の学年になって、誰かに嫌なことを言ったり、したりしたことがありますか。

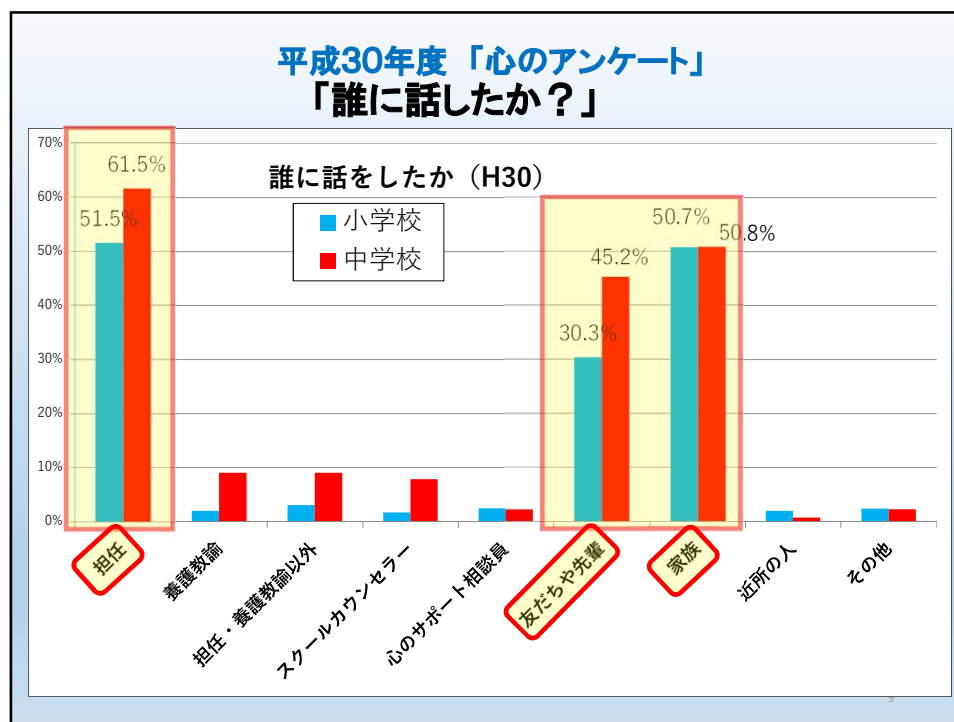
<問10>今の学年になって、誰かがいじめられているのを見たり聞いたりしたことがありますか。
<問11>問10で「ある」と回答した児童生徒で、いじめを見たり聞いたりしたとき、どうしましたか。

<問12>自由に使える携帯電話等やパソコンを持っていますか。
<問13>よく使用する機能やサービスは何ですか。
<問14>家庭でのルールがありますか。
<問15>問14で「ある」と回答した児童生徒のうち、家庭でのルールはどのようなものですか。
<問16>問15で答えたルールを守っていますか。
<問17>学校のルールを守っていますか。
<問18>携帯電話等を1日平均(平日)、どれくらい使っていますか。
<問19>今の学年になって、ネット上で悪口を書いたり、仲間外しをしたりしたことがありますか。
<問20>今の学年になって、ネット上に自分や友だちの写真や住所、電話番号などの個人の情報をのせたことがありますか。

※すぐにでも話をしたいことがある人
※いじめの解消状況







「心のアンケート」質問項目について

【いじめに関する項目】

＜問2＞ 今の学年でいじめられたことがありますか。

＜問3＞ 誰からいじめられましたか。

＜問4＞ どんないじめを受けましたか。

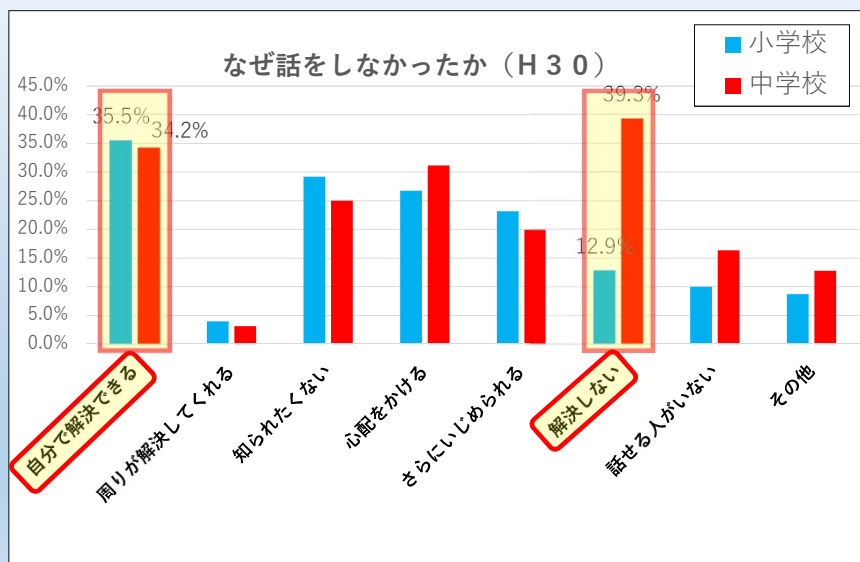
＜問5＞ 今もいじめは続いていますか。

＜問6＞ いじめられたことを誰かに話をしましたか。

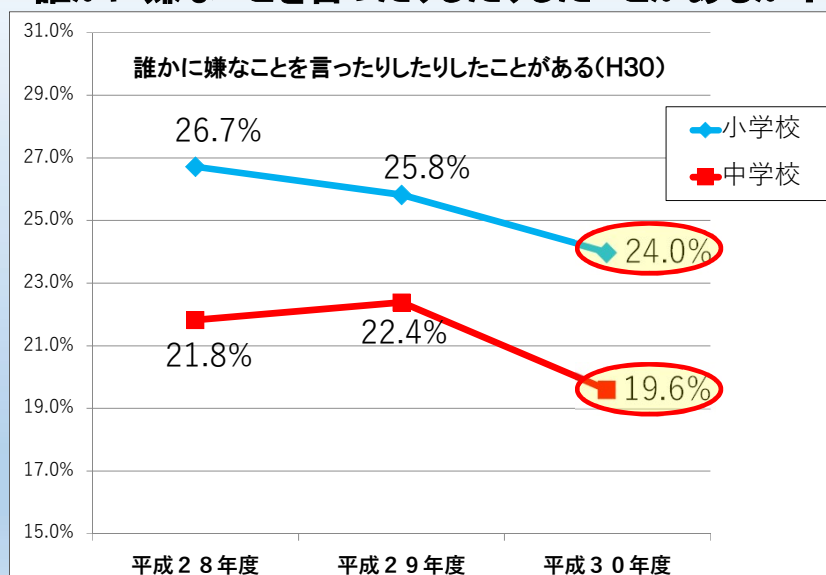
＜問7＞ 誰に話をしましたか。

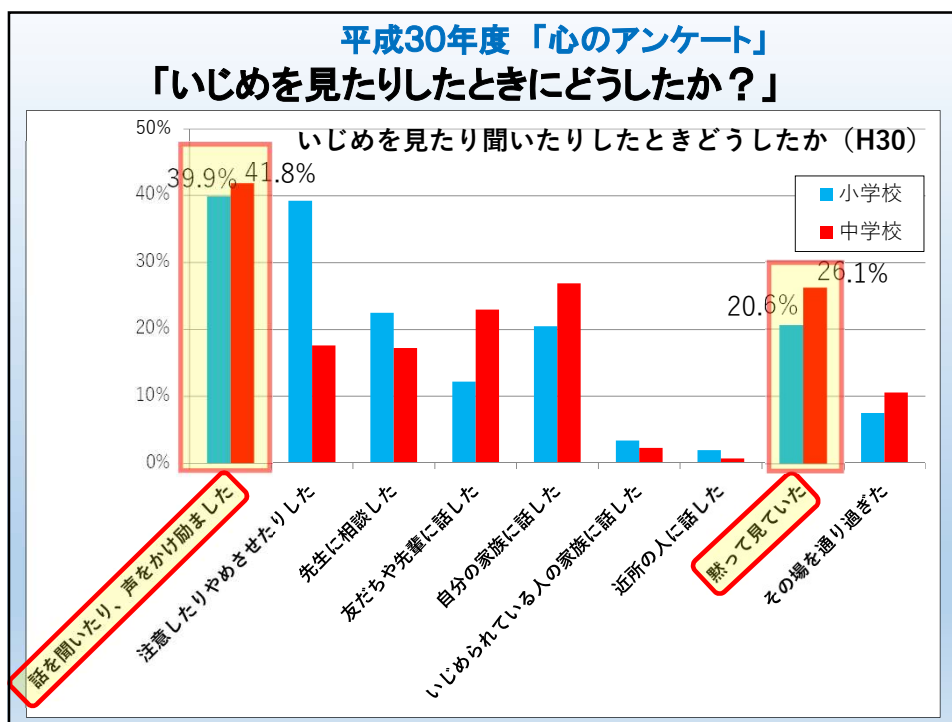
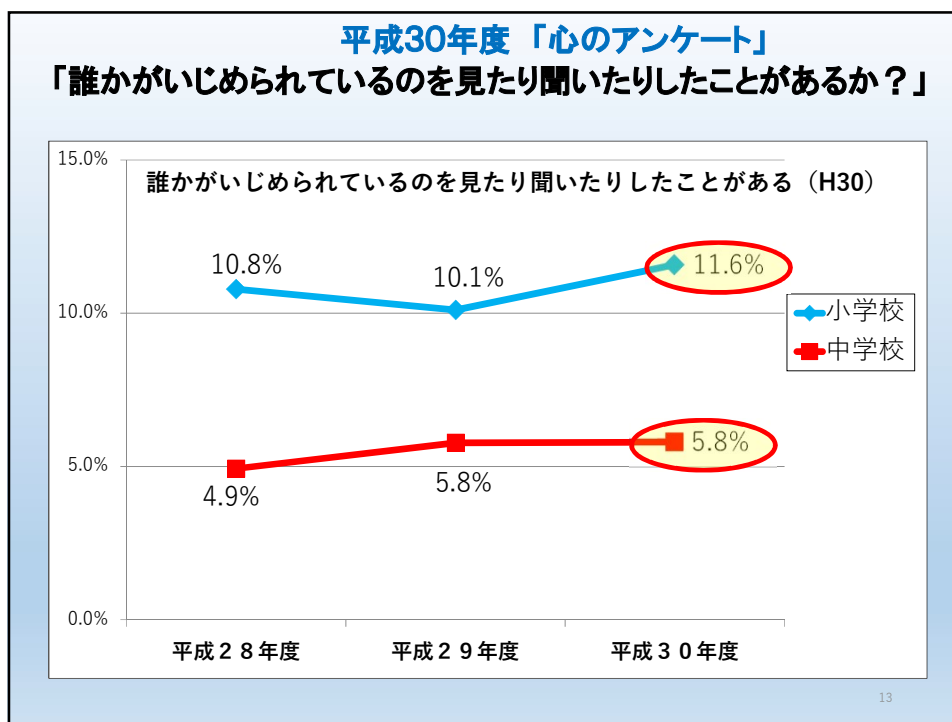
＜問8＞ **なぜ話をしなかったのですか。**

平成30年度「心のアンケート」 「なぜ話をしなかったのか？」



平成30年度「心のアンケート」 「誰かに嫌なことを言ったりしたりしたことがあるか？」





「心のアンケート」質問項目について

【状況に関する項目】

①すぐにでも話をしたいことがある人

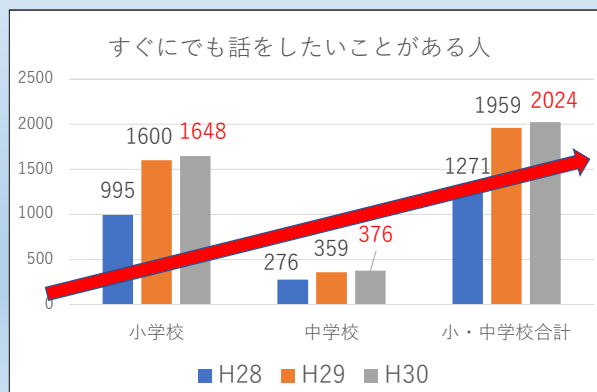
②いじめの解消状況

①すぐにでも話をしたいことがある人

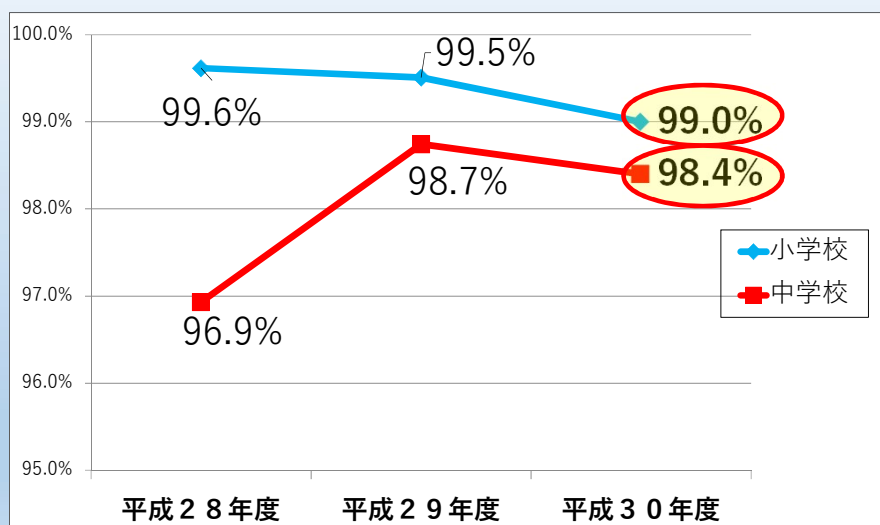
小・中学校合計: 2024人

小学校: 1648人

中学校: 376人



②いじめの解消状況



令和元年度の「心のアンケート」質問項目について

教育委員会会議における意見や要望、熊本市いじめ防止等対策委員会における提言から、

変更項目及び追加項目

＜問1(2)＞みんなで何かを一緒にするのは楽しいですか。



＜問1(2)＞

授業や学級の役割など、学校生活の中で、誰かの役に立っていると感じることはありますか。

自己肯定感

17

＜問7＞

「いじめられたことがある」と答えた人に聞きます。
今もいじめは続いていますか。

追加項目

ア 続いている（※いつから続いていますか。）

㊦前の学年から ㊧1学期から ㊨夏休みごろから ㊩2学期から

イ 続いていない（※どれくらい続いたか）

㊰2～3日ぐらい ㊱1週間ぐらい ㊲1ヶ月ぐらい ㊳それ以上

＜問10＞

いじめられたことがある人で「話した」と答えた人に質問します。
話した結果どうになりましたか。1番近いと思うものに、1つだけ○をつけてください。

ア いじめはなくなった

イ いじめはなくならなかった（何も変わらなかった）

ウ ますますいじめがひどくなった

エ その他（ ）

<問11>

いじめられたことがある人で「話をしていない」と答えた人に質問します。なぜ話をしなかったのですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ア 自分で解決できると思(おも)ったから
- イ まわりの人が解決してくれると思ったから
- ウ いじめられていることを知られたくなかったから
- エ いじめられていることを話すと、
家族などに心配をかけると思ったから
- オ 話をすれば、さらにいじめられると思ったから
- カ 誰かに話しても解決しないと思ったから
- (その理由:)
- キ 話すことができる人がいなかったから
- ク その他()

追加項目

19

<問13>

今の学年になって誰かにいやなことを言ったことがある人に質問します。なぜ、相手がいやと思うようなことを言ったり、したりしたのですか。

- ア 相手が嫌なことを言ったり、したりしたから
- イ イライラしていたから
- ウ 相手のためだと思ったから(注意、はげましなど)
- エ 自分より立場の弱い人だと思ったから
- オ 他にもやっている人がいるから
- カ その他()

<問16>

あなたのクラスには、「いじめをゆるさない」という雰囲気がありますか。

- ア ある イ 少しある ウ あまりない
- エ ない オ わからない

＜いじめの解消状況について＞

「心のアンケート」の目的は、

- ◇いじめの実態を把握
- ◇迅速・適切な対応を行い、いじめのない、すべての児童生徒が安心して、楽しく学校生活を過ごせる学校づくりに取り組むため

「心のアンケート」 いじめの解消状況



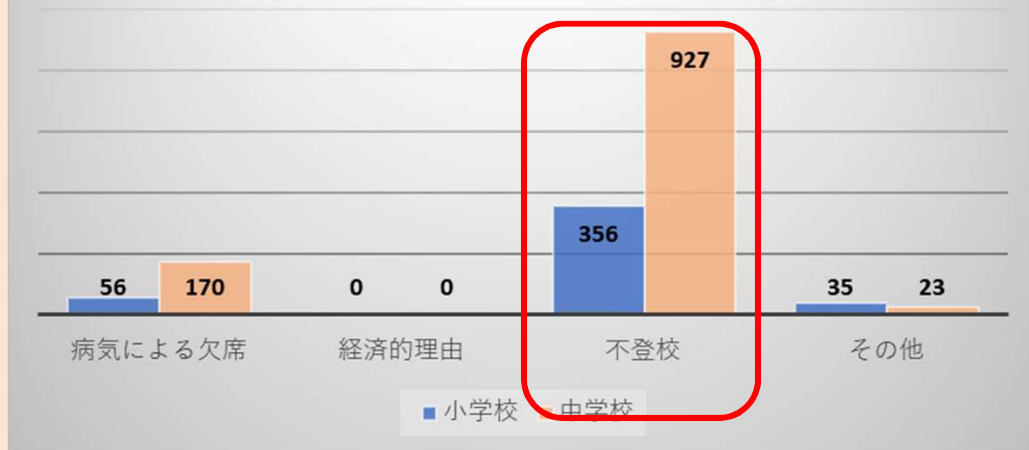
令和元年度の
「心のアンケート」より削除

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

- ・いじめの現在の状況
解消しているもの（日常的に観察継続中）

【不登校児童生徒への支援について】
事務局説明

H30年度熊本市における長期欠席者

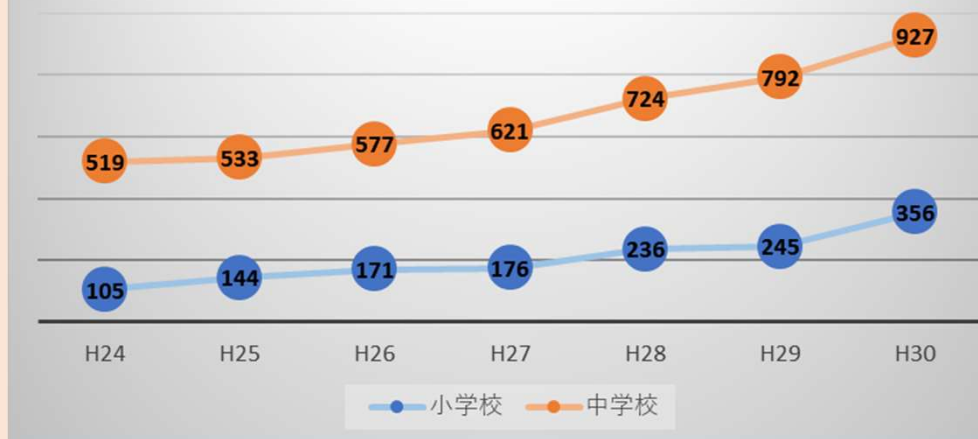


平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

2020/1/30

1

熊本市における不登校児童生徒数

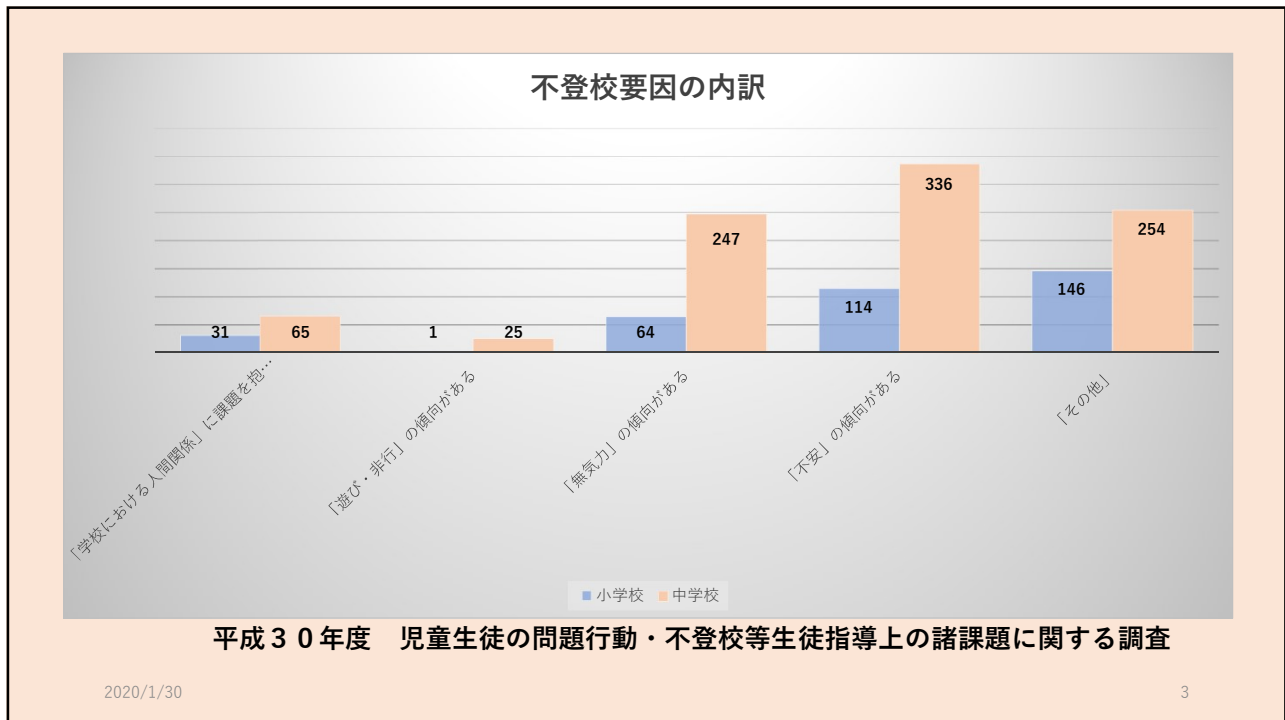


平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

2020/1/30

2

【不登校児童生徒への支援について】
事務局説明



熊本市の取組について

「くまもと教育要覧2019」より

子ども一人ひとりを大切にする 教育の推進

- (1) いじめ不登校などに対する相談・支援体制の充実
- (2) 特別支援教育の推進
- (3) 教員が子どもと向き合う時間の拡充

2020/1/30

5

いじめ不登校などに対する相談・支援体制の充実

- スクールカウンセラー
 - スクールソーシャルワーカー
 - 教育相談
 - 不登校対策サポーター
 - 学校教育コンシェルジュ
 - 心のサポーター相談員
 - ユア・フレンド
 - 適応指導教室
 - SNSを活用
「ほっとLINE」
- など

2020/1/30

6

【不登校児童生徒への支援について】
事務局説明

スクールカウンセラー

- いじめ・不登校・暴力行為などのカウンセリング
- 心理の専門家
- 全中学校 42 校に配置
- 全ての小中学校に対応

2020/1/30

7

スクールソーシャルワーカー

- いじめ・不登校問題等の予防及び解消
- 福祉の専門家「つなぐ」
- 関係機関と連携調整
- 10 人配置

2020/1/30

8

【不登校児童生徒への支援について】
事務局説明

ユア・フレンド

- 不登校児童生徒を対象
- 大学生を家庭や学校へ派遣
- 話し相手・遊び相手
- 165人の学生が登録

2020/1/30

9

適応指導教室

- 中央区、北区、南区
- 不登校児童生徒の適応指導
- 学校復帰を支援
- 社会的自立を目指す

2020/1/30

10

【不登校児童生徒への支援について】
事務局説明

不登校対策サポーター

- 不登校に課題のある学校に配置
- 未然防止や早期対応
- 不登校の減少を目指す
- 4 人を配置

2020/1/30

11

SNSを活用「ほっとLINE」

- 2， 3 学期始業式前後
- 9 月～1 月の毎週日曜日
- 中高生への相談体制構築
- いじめ、不登校等の未然防止

2020/1/30

12

学校教育コンシェルジュ

- 平成 2 8 年度から設置
- 4 人の専門スタッフ
- 学校教育に関するあらゆる相談に応じる
- 必要に応じて、学校や家庭など現場に出向く

2020/1/30

13

『教育の機会確保法』 H28

義務教育段階における普通教育に相当する
教育の機会の確保に関する法律

2020/1/30

14

【不登校児童生徒への支援について】
事務局説明

『教育の機会確保法』の概要

- 目的：
不登校児童生徒に対する教育機会の確保
- 基本理念：
 - 個々の状況に応じた必要な支援
 - 自立的に生きる基礎を培い、教育水準の維持向上
- 方法：
 - 関係者間での情報の共有の促進
 - 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動
 - その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
 - 不登校児童生徒に対する情報提供等の支援に必要な措置
 - 就学の機会の提供

2020/1/30

15

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）
令和元年10月25日

「学校に復帰する」 H28



『社会的自立』 R1

2020/1/30

16

不登校児童生徒への支援について

九州ルーテル学院大学 石村華代

自己紹介

- ◆勤務先の大学では、小学校を中心とした教員の養成を担当
- ◆NPO法人「生活と教育」理事として、御船町でフリースクール「さなぎのもり」を展開
- ◆2018年度、熊本県立大学・石村秀登研究室と共同で
「熊本県不登校支援団体ガイドブック」
「熊本県不登校支援団体マップ」を作成
（「九州ルーテル学院大学教育改革・研究奨励制度」による助成金を活用）



2019年4月1日熊本日日新聞朝刊より

ガイドブック作成の背景：教育機会確保法での規定

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

（通称：教育機会確保法 2016年12月公布）

第12条

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、**当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供**、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

ガイドブックの構成

掲載している支援団体

◆相談機関

例) 子ども・若者総合相談センター、九州ルーテル学院大学「ジャニス」など

◆適応指導教室(教育支援センター)

◆フリースクール等(一般の児童生徒の受入れも行っている場も含む。)

◆親の会 例) 登校拒否・不登校に学ぶフレンズネットワークくまもと

◆熊本学習支援センター

◆NEXTEP など



NEXTEPの活動風景(HPより)

フリースクールなどの民間施設やNPO等との連携

不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)(令和元年10月25日)

児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センター^{*1}や不登校特例校^{*2}、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級^{*3}での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、**相互に協力・補完することの意義は大きいこと。**

*1 「適応指導教室」のこと。 *2 令和元年現在、全国に12校。 *3 令和元年現在、全国に33校。

熊本市内のフリースクール等1 (50音順。「FS地球子屋」以外)

① 学び舎あたらぽ

特徴

- ◆2019年9月よりスタート
- ◆オルタナティブスクールとして展開
- ◆活動内容

午前:「ことば・ぶんか」「かず・かたち」、当番で自炊 など

午後:つくる(～小3)／探究(小4～) など

出典:学び舎あたらぽHP

熊本市内のフリースクール等2

② 一般社団法人 WING SCHOOL

特徴

- ◆63名の小1～中3が在籍
- ◆2021年度からの学校法人化を目指している。
- ◆活動内容
 - 低学年：午前中は生活科として「自然体験」など、午後からは「国語・算数」
 - 中学年以降：午前中は「5教科の学習」、午後は「プロジェクト学習」

出典：WING SCHOOLリーフレット及びHP、熊本県不登校支援団体ガイドブック

熊本市内のフリースクール等3

③ e.a.o.フリースクール

特徴

- ◆不登校の児童生徒を対象
- ◆e.a.o.チャイルズコミュニケーションスクールが運営
 - プレスクール、アフタースクール、英語スクールなどを展開
- ◆活動内容
 - 学習など。コミュニケーション力や集団での過ごし方を身につけることを重視

出典：e.a.o.チャイルズコミュニケーションスクールHP、熊本県不登校支援団体ガイドブック

熊本市内のフリースクール等4

④ フリースクール青山教室

(特定非営利活動法人 くまもと学習支援ネットワーク)

特徴

- ◆対象年齢問わず
- ◆未来高等学校熊本学習センター(通信制普通科学学校)、青山予備校(医療看護受験専門学校)も運営
- ◆ひとよしくま若者サポートステーションなどの委託事業の経験あり
- ◆ホームカウンセラー(家庭訪問)や学校への同行支援も実施

出典:くまもと学習支援ネットワークHP、熊本県不登校支援団体ガイドブック

熊本市内のフリースクール等5

⑤ ハッカデミー・プログラミング教室

特徴

- ◆コンピューター教室が運営
- ◆活動内容
「プログラミング」「ゲーム制作」など。
「アソビガマナビ」の理念のもと、子どもが自分らしくいられる空間を提供。

出典:Hackademy Facebook、熊本県不登校支援団体ガイドブック

熊本市近郊のフリースクール1 (50音順)

① くまもと学院(合志市)

特徴

- ◆元県立高校長らによる支援
- ◆一ツ葉高等学校と連携
- ◆放課後クラブ(障がい児の通所施設)などを併設

② くまもとゼロスクール(御船町)

特徴

- ◆オルタナティブスクールとして展開
- ◆子ども部門と大人部門がある

出典: 熊本県不登校支援団体ガイドブック

熊本市近郊のフリースクール2

③ さなぎのもり(NPO法人「生活と教育」)(御船町)

- ◆不登校の児童生徒を対象
- ◆法人は、学童保育(3ヶ所)、生活体験塾(一般の小学生を対象とした宿泊体験活動)、山鹿市と連携した人権教育事業などを運営

「さなぎのもり」での活動風景



④ やまのこ楽舎(菊池市)

- ◆2019年4月スタート(ガイドブック未掲載)
- ◆週1~2回の開設 出典: やまのこ楽舎Facebook

他都市での取組事例①神奈川県

平成18年2月 神奈川県学校・フリースクール等連携協議会の設置

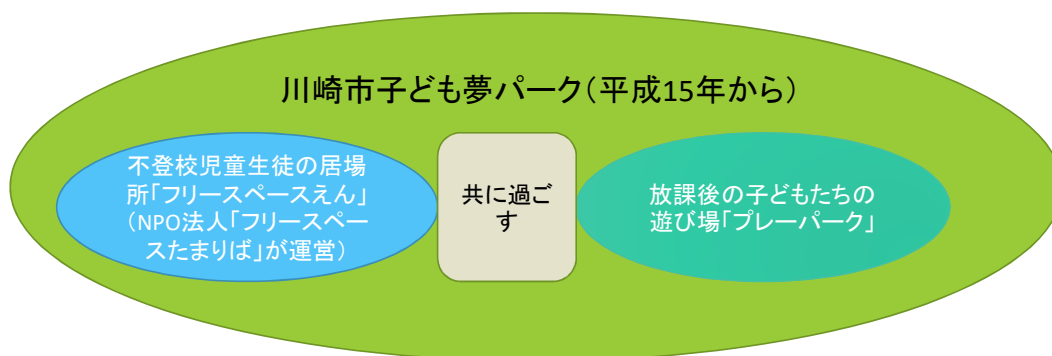


- ・不登校相談会（座談会、フリースクール等の活動紹介、個別相談）
- ・進路情報説明会
（不登校生徒やその保護者などを対象とした進学及び就労の相談）
- ・フリースクール見学会（児童生徒、保護者、学校関係者を対象）
- ・教員派遣研修（毎年1名ずつ派遣）

など

出典：文部科学省「フリースクール等に関する検討会議」報告（平成29年）
「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実」

他都市での取組事例②川崎市



出典：文部科学省「フリースクール等に関する検討会議」報告（平成29年）
「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実」

他都市での取組事例③福岡県

◆福岡県フリースクール支援事業補助金

目的:フリースクールの安定的かつ持続的な運営及び活動を支援

→児童生徒の学校復帰や社会的自立に資する

一施設当たり年額200万円を上限とし、予算の範囲内において交付

◆福岡県立大学附属研究所 不登校・ひきこもりサポートセンターとの連携

・平成20年:大学内に常設フリースクールを設置

・平成21年:県大子どもサポーター制度本格実施

・平成29年:(県)教育支援センター(37ヶ所)支援事業開始、県内の不登校支援ネットワークの立ち上げ

出典

https://www.navit-j.com/service/joseikin-now/index.php?action_display=true&in_callkind=government&in_contents_id=10611&ct=4d17020912a303aa44caac5f38503178

www.fukuoka-pu.ac.jp/research/cscsn/img/h29%20futoukou%20gaiyo%202hp.pdf



て ら こ や フリースクール地球子屋の 子どもたち



発表者 代表 ^{かとう}加藤 ^{ちひろ}千尋／Kato Chihiro

自己紹介

専門分野 健康教育、不登校・ひきこもり支援、参加型学習

92-98 年ごろ	健康教育学 修士／保健体育科中学高校教諭免許
98-01 年ごろ	ERIC 国際理解教育センター 研修部長兼ファシリテーター 全国で参加型人権研修講師を務める
01-03 年ごろ	熊本県立熊本養護学校講師（2 年間）※熊本支援学校
04 年以降	NPO 法人しぜん あそ・まな・くらぶ設立 代表
11 年以降	NPO 法人フリースクール地球子屋 3 代目代表
その他	八代医師会立八代看護学校 非常勤講師 九州看護福祉大学 非常勤講師

著作物

「参加型ワークショップファシリテーターハンドブック」、「環境教育指導者育成マニュアル」、「地球子屋流子育て術 5 段階 20 ステップ」

1,フリースクール地球子屋の子どもたちへの具体的な取組

①**家族への介入**（相談/カウンセリング/コーチング）

子どもの行動を「問題」ととらえることで、子どもが孤立し関係は悪くなる。

子ども個人の問題にのみ焦点を当てず、家族関係や生活全体を観ていく。

家族とともに子どもの行動の意味を見つけていく。※ただし労力と時間がかかる

②**子どもへの対応の明確化**（地球子屋流子育て術 5 段階 20 ステップ）

学校に行けない・行かない子どもへの対応を毎日するのは家族。その家族が方針や手順が分からないことで家族全体が混乱し、不安が増幅する。

家庭でできることの範囲を決めて、手順を踏んで対応することで子どもの状態が把握できていく。

③**子どもが成長できる環境を**（オンライン学習による一人ひとりに合った学び）

子どもは実に様々な個性や能力を発揮しているが、その力が発揮できる環境がない。

フリースクールが子どもの「居場所」から発展してきたのは、そういった力を発揮したいという子どものニーズがあったため。

小中学校で学ぶ内容の学び方も多様であってよく、一人ひとりのペースでできるような環境を実現するためには、オンライン学習が最適。また子どもの生活圏はネットがあるのが当たり前の環境であることから学習スタイルにもネット活用は当たり前になるべき。

2.そもそもなぜフリースクールは、できたのか？

①イギリスの新教育運動

20 世紀初頭、工場労働に適した人材を育てる目的で、知識が優先され、教育方法にあっては知識を教え込んでいく注入的、画一的なものだった。

しかし富裕層は私立学校に通い、そこでは、一人ひとりの個性を伸ばす意識のもと新しい教育を志向する動きから、個性の尊重、自主的主体的活動の尊重という考えから教育実践運動が広がった。その影響が日本にも伝わってフリースクールの方針にも影響を与えている。

②保護者がつくった子どもたちのための「居場所」

一方、多くの子どもたちが学校へ行けない・行かないという現象を前に、保護者たちは何をしてあげられるのか試行錯誤していく中で、「居場所」をつくることで子どもたち

が元気を取り戻すことに気づいていった。

3.フリースクール地球子屋とは？

①子どもの人権に基づく福祉の実現を目指している

情報化社会は、共通の価値観をもつことができず分断された社会である。子どもをどう育てるのか考えるときの土台として「子どもの人権」を共通の価値観にもつことで共同体意識が生まれる。

子どもが健康であることが、基本にあってその上に子ども自身のもつ育つ力が発揮できる環境を用意することが大切である。

②一人ひとりが自尊感情をもち、他者とともに生きようとするための学びを実現

日本の子どもたちは、自尊感情が特に低いことが各種研究によって明らかになっている。

自尊感情という感覚をもつためには、安心安全な環境、協力し合える環境、挑戦する勇気が認められる環境があってこそ育つことができる。

○子どもを支えるとは、どういうことか？

- | | |
|--------------------|-------------|
| ①自己決定を促すこと | →挑戦する勇気 |
| ②子どもと家族との関係を良くすること | →安心・安全であること |
| ③子どものための場があること | →協力し合える場 |

4.23 年間続けてきて、子どもはどのような大人になったのか？

人生には、様々なつまずきや問題が降りかかるものである。常に休んだり、学びなおしたりなど、誰かに支えてもらえる「とまり木」と「学びのアップデート」が必要。環境変化が彩く、情報によるストレス過剰な社会では、家庭だけにそれを求めるのは無理がある。

だからこそ、フリースクール地球子屋は、その子どもが必要としているのであれば喜んで「とまり木」「アップデート」を提供し子ども・若者に、「**生涯を通じた支援**」をしている。

○フリースクール地球子屋の支援メニュー

保護者に向けた支援	子どもに向けた支援
1) 相談（面接、電話） 2) 健康回復プログラム 3) 対応方法の指導 4) 訪問・家族介入 5) ホームスクール支援 6) とともに育つ親の会 7) 不登校学習会	1) プレイセラピー 2) ストレス解消法 3) 人間関係トレーニング 4) 個別支援計画作成 5) 学力診断 6) オンライン学習 7) プロジェクト（協力・問題解決）学習 8) キャリアプログラム

○熊本市青少年問題協議会設置条例〔青少年教育課〕

昭和30年8月10日

条例第46号

改正 平成2年12月27日条例第79号

平成12年12月25日条例第57号

平成14年9月24日条例第44号

平成14年9月25日条例第45号

平成26年3月25日条例第16号

平成27年3月6日条例第16号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、本市に、青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平2条例79・平12条例57・平14条例45・一部改正)

(組織)

第2条 協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 教育長及び教育委員会委員
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員

(平26条例16・全改、平27条例16・一部改正)

(任期)

第3条 前条第3項第3号の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(平14条例45・平26条例16・一部改正)

(会長の権限等)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、会長が必要と認めるとき、又は委員の総数の4分の1以上の請求があつたときに、会長が招集する。

(平14条例44・一部改正)

(専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くものとする。

2 専門委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

(平14条例45・平26条例16・一部改正)

(定数及び表決数)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平14条例45・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平26条例16・全改)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年12月27日条例第79号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成3年2月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日条例第57号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年9月24日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月25日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月25日条例第16号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月6日条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。